調査結果表

		氏 名	調査者番号
当該調査に	代表となる調査者		
関与した調 査者	con the second to be		
且13	その他の調査者		

					調査結果		担当	
番号		田	査 項 目	指摘	要是正		担ヨ 調査	
9 7		פיט	A 74 H	担制なし		既 存 不適格	番号	
1	敷地及	及び地盤			ı	小型位		
(1)	地盤		地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地		敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内	りの通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)			有効幅員の確保の状況					
(5)			敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐					
(7)			震対策の状況					
(7)			組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣 化及び損傷の状況					
(8)	擁壁		推壁の劣化及び損傷の状況					
(9)	7		操壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
,	建築物	物の外部	PPER CONTROL OF THE PROPERTY O					
	基礎		基礎の沈下等の状況					
(2)			基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台	(木造に限る。)	土台の沈下等の状況					
(4)			土台の劣化及び損傷の状況					
(5)		躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分					
(a)	壁		の防火対策の状況					
6)	Ī		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		1			
7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況		}			
8)	Ī		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷 の状況					
9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(0)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁					
,			躯体の劣化及び損傷の状況					
1)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モ					
			ルタル等の劣化及び損傷の状況					
2)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
3)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況					
4)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷					
/			の状況					
[5]		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(8)			支持部分等の劣化及び損傷の状況					
_		&び屋根 			,			
,	屋上面	-	屋上面の劣化及び損傷の状況					
			パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
	座上周	間り (屋上面を除く。)	When a back on the Hardelle of the		<u> </u>			
3)	座上店	引り (産工曲を除く。)	笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
3) 4)	座上 店	可り (屋上間を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5)			金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5)		(屋上面を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況					
3) 4) 5) 6)	屋根	(屋上面を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 7)	屋根		金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況					
3) 1) 5) 6) 7) 8)	屋根機器及	(屋上面を除く。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
3) 1) 5) 5) 7) 3)	屋根機器及	(屋上面を除く。) なび工作物 (冷却等設備、広告塔等)	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3) 1) 5) 6) 7) 3) 1	屋根 機器及 建築物 大	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 7) 3) 9) 4 1)	屋根 機器及 防火区	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 77) 8) 9) 4 1) 22)	屋根 機器及 建築物 大	(屋上面を除く。) なび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 77) 8) 9) 4 1) 2)	屋根 機器及 防火区	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 令第112条第18項に規定する区画の状況	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 4 1) 22)	屋根 機器及 防火区	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 令第112条第18項に規定する区画の状況	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況					
3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 4 1) 22)	屋根 機器 防火区画	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規 定する防火設備の処置の状況					
3) 4) 5) 7) 7) 8) 9) 4 1) 2) 33) 4)	屋根 機器 防火区画 壁	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第 1 項、第 4 項、第 5 項又は第 7 令第112条第18項に規定する区画の状況	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 5) 7) 1) 1) 2) 4)	屋根 機器 防火区画 壁の	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の気化及び損傷の状況 未造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 77) 88) 99) 4 11) 22) 33) 44)	屋 機器 歴 防火区画 壁の室	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 未造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の					
3) 44) 5) 6) 7) 8) 9) 4 4 11) 22) 33) 44)	屋根 機器 防火区画 壁の	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 未造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 44) 5) 6) 7) 8) 9) 4 4 11) 22) 33) 44)	屋 機 建防火区画 壁の室内に面	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 未造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 44) 50) 66) 77) 88) 99) 44 11) 22) 33) 44) 66)	屋 機 建防火区画 壁の室内に面す	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 へ第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 れ造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 44) 50) 66) 77) 88) 99) 44 11) 22) 33) 44) 66)	屋 機 建防火区画 壁の室内に面する	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 と関の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 れ造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 解告の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 44) 55) 66) 77) 88) 99) 44) 55) 66) 77) 88)	屋機を開放火区画壁の室内に面する部	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 と関の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 で動から第10項までの各項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 を第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 の第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 れ造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 無強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 無常コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 7) 8)	屋 機 建防火区画 壁の室内に面する	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 (項から第10項までの各項に規定する区画の状況 (本第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 (会第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 (会第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況 未造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 根積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 無適当を必要内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 無適当なが損傷の状況 無適当なが損傷の状況 無適当なが損傷の状況 (要得)の変内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況 (要別)の変内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
3) 4) 5) 6) 7) 8) 9) 4 11) 22) 33) 4) 6) 7) 8) 9)	屋機を開放火区画壁の室内に面する部	(屋上面を除く。) なび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一					
3) 44) 55) 66) 77) 88) 99) 44) 55) 66) 77) 88)	屋機を開放火区画壁の室内に面する部	(屋上面を除く。) をび工作物(冷却等設備、広告塔等) 勿の内部 令第112条第11項から第13項までに規定する 令第112条第1項、第4項、第5項又は第7 令第112条第18項に規定する区画の状況 防火区画の外周部	金属笠木の劣化及び損傷の状況 排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の防火対策の状況 屋根の劣化及び損傷の状況 機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況 支持部分等の劣化及び損傷の状況 区画の状況 項から第10項までの各項に規定する区画の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況 、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一					

(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填 等の処理の状況		
(15)		7.71	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況		
(16)		壁 令第128条の5各項に規定する建築物の壁の 室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況		
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況		
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況		
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯 体の劣化及び損傷の状況		
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床(防火区 画を構成する床の限る。)	準耐火性能等の確保の状況 部材の劣化及び損傷の状況		
(21) (22)		ELETHAN DIVINING /	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填		
(23)	天	令第128条の5各項に規定する建築物の天井	等の処理の状況 室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況		
(24)		の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況		
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況		
		は備(防火扉、防火シャッターその他これら	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況		
	に類するものに限る。)又は戸(令第112条第19 項第2号に掲げる戸に限る。)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に 設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状 況		
(28)			防火扉又は戸の開放方向		
(29)			常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況		
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況		
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況		
(32)	ᅋᄱ	只日 服	常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況		
	炽奶布 警報部	号具、懸垂物等 と備	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況 警報設備の設置の状況		
(35)	II 1745	· ·	警報設備の劣化及び損傷の状況		
(36)	= -	令和6年国土交通省告示第284号第1第一号 又は第二号ニに規定するスプリンクラー設	スプリンクラー設備の設置の状況		
(31)	サーリン		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況		
	居室の	採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況		
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況 換気のための開口部の面積の確保の状況		
(41)			換気設備の設置の状況		
(42)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿 の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超える もの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況		
(43)			吹付け石綿等の劣化の状況		
(44)			除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置 の実施の状況		
(45)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損 傷の状況		
	避難於				
		20条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況		
(2)	廊下		幅員の確保の状況 物品の放置の状況		
	出入口	1	出入口の確保の状況	-	
(5)			物品の放置の状況		
	屋上広	***	屋上広場の確保の状況		
	避難」	-有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況		
(8)			手すり等の劣化及び損傷の状況 物品の放置の状況		
(9) (10)			物品の放直の状況 避難器具の操作性の確保の状況		
(11)	階	階段	直通階段の設置の状況		
(12)	段		幅員の確保の状況		
(13)			手すりの設置の状況		
(14)			物品の放置の状況		
(15) (16)		屋内に設けられた避難階段	階段各部の劣化及び損傷の状況 階段室の構造の状況		
(17)		屋外に設けられた避難階段 屋外に設けられた避難階段	暦段至の構造の状況 屋内と階段との間の防火区画の確保の状況		
(18)			開放性の確保の状況		
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況		
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況		
(21) (22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況 物品の放置の状況		
	等排	防煙壁	防煙区画の設置の状況		
(24)	煙		防煙壁の劣化及び損傷の状況		
(25)	設備	排煙設備	排煙設備の設置の状況		
(26)	I/HI		排煙口の維持保全の状況		

(27)	そ	非常用の進入口等		非常用の進入口等の設置の状	代況					
(28)	の			非常用の進入口等の維持保全	との状況					
(29)	他	非常用エレベーター		乗降ロビー等の構造及び面積	責の確保の状況					
(30)	の設			乗降ロビー等の排煙設備の認	2置の状況					
(31)	備			乗降ロビーの附室の外気に同	句かって開くことができる窓					
(32)	等			物品の放置の状況						
(33)	1	非常用の照明装置		非常用の照明装置の設置の状						
6	その他									
(1)	等特	膜構造建築物の膜体、取付部材等		膜体及び取付部材の劣化及び	が損傷の状況					
(2)	殊			膜張力及びケーブル張力の状						
(3)	な構	免震構造建築物の免震層及び免震装置		免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態に ある場合に限る。)						
(4)	造			上部構造の可動の状況						
(5)	避雷部	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		避雷針、避雷導線等の劣化及	び損傷の状況		1			
(6)		建築物に設ける煙突		煙突本体及び建築物との接合						
(7)	突			付帯金物の劣化及び損傷の状						
(8)	1	令第138条第1項第1号	に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況						
(9)	1			付帯金物の劣化及び損傷の状況						
7	上記以					•	-	•		
(1)				常閉防火扉の閉鎖又は作動の)障害となる物品の放置並び					
				に照明器具及び懸垂物等の状況						
	防火部	と備(防火扉、防火シャ:	ッターその他これら	常閉防火扉の取付けの状況						
		「るものに限る。) 又は戸		常閉防火扉の扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況						
(4)	項第2	2 号に掲げる戸に限る。)		常閉防火扉の固定の状況						
(5)				人の通行の用に供する部分に設ける防火扉作動の状況						
その他	1確認	事項				•	-	•		
法第12	2条第3	項の規定による検査を要	要する防火設備の有無	#						
□有	(階) □無								
特記事	項									
番号				の具体的内容等 改善策の具体的内容等				改善(予 定)年月		

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。 (1)
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。 ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第38号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、 「調査者番号」欄 に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。 ⑤ 「調査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 6 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してく ださい。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。 (7)
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認された 8 ときは、〇印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、 「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査 者が1人の場合は、記入不要です。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から®に準じ て調査結果等を記入してください。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)及び随時閉鎖又 は作動ができる防火設備(防火ダンパーを除く。)の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」 の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目 の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定) 年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定) 年月」欄に当該年月を())書きで記入してください。
- ③配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった簡所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⊕ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してくださ